コンビテナーストックサービス契約書

様（以下「甲」という。）と東亜物流株式会社（以下「乙」という。）とは、コンビテナーストックサービスに係る業務全般に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（基本原則）

甲及び乙は、本契約の履行については信義誠実の原則に従い、相互の自主性を尊重しなければならない。

第２条（適用範囲）

１．この契約は、甲が所有する物品の寄託であって、その保管がコンビテナーでの保管として行われるものに適用する。

２．この契約に定めのない事項については、倉庫業法等の関係法令または一般の慣習によります。

第３条（営業日時）

当社の営業日時は以下の通りとする。

・平　　日：営業時間内（10:00～17:00）

・土日祝日：原則として営業しておりません。

第３条（保管場所・連絡先）

１．コンビテナーを保管する場所は、以下の倉庫とする。

・倉庫名称：東亜物流株式会社　本社商品センター

・所 在 地：東京都江戸川区一之江1-9-13

・担当部署：３ＰＬ事業部　本社商品センター

・電話番号：０３―３６７４―８７０３

・メールアドレス：stock@toaline.co.jp

２．乙は、事前に甲の承諾を得た上で、本保管場所を変更することが出来るものとする。

第４条（倉入れ）

１．倉入れの作業手順は以下の次の通りとする。

① 事前に電話またはメールにて訪問日時を決定します。

② コンビテナーをご指定の場所まで配送します。

③ お客様ご自身でコンビテナーに保管荷物を積込んで頂きます。

④ お預かりする荷入りのコンビテナーは、その荷姿のまま当社が本社商品センターまで引取り、倉庫にて保管します。

２．お客様ご自身が本社商品センターまで保管荷物を持ち込まれる場合の倉入れまでの作業手順は、以下の通りです。

① 事前に電話またはメールにて訪問日時を決定します。
② お客様ご自身で保管貨物を本社商品センターまで持ち込んで下さい
③ 本社商品センター１Ｆにてコンビテナーに保管荷物をご自身で積込んで下さい。
④ お預かりする荷入りのコンビテナーは、当社が倉庫内に移動させ保管します。

第５条（倉出し）

１．倉出しの作業手順は以下の次の通りとする。

① 事前に電話またはメールにて訪問日時を決定します。
② 荷入りのコンビテナーをご指定の場所まで配送します。
③ お客様ご自身でコンビテナーから必要な荷物を取り出していただきます。
④ 残荷物を再びお預かりする場合は、荷入りのコンビテナーをその荷姿のまま当社が本社商品センターまで引取り、倉庫にて引き続き保管します。

２．お客様ご自身が本社商品センターまで保管荷物を引取りに来られる場合の蔵出しまでの作業手順は、以下の通りです。

① 事前に電話またはメールにて訪問日時を決定します。
② お客様が本社商品センターまで引取りにお越し下さい。
③ 本社商品センター１Ｆまで荷入りのコンビテナーを下ろしますので、お客様ご自身で必要な荷物を取り出して下さい。
④ 残荷物を引き続きお預かりする場合、荷入りのコンビテナーは、その荷姿のまま当社が倉庫内に移動させ保管します。

第６条（禁止収納物）

乙は、以下の動産類を保管することは出来ない。

① 現金、小切手・株券・手形その他の有価証券、預貯金通帳、クレジットカード、切手、印章、宝石、貴金属等。
② 原付バイク・自動二輪全て・自動車・ゴーカート・ヨット含む船舶等の原動機付の物、及び先物品の原動機付の一部。
③ 高級ブランド品、和服・美術品等の高価な物品類、楽器、その他乙において重要な書類及び差支えのある物。
④ シンナー・ガソリン・石油類等の揮発性・発火性を有する物、化学変化を起こす物、可燃性ガス、爆発物その他危険物、ペンキ等の塗料、建築ガラ、その他産業廃棄物、及び乙の建屋設備を汚損・劣化させる物品。
⑤ 刀剣類、拳銃等の銃刀法に違反する物、所謂薬物５法及び薬事法に指定された毒物・劇物・指定薬物、及びその他の違法な物品。
⑥ 保存・保管に適さない食品・飲料類。
⑦ 動物・植物等の生物類。
⑧ 遺体・遺骨・遺灰・位牌・遺影、及びこれらに類する物。

⑨ 腐敗、変質しやすい物品、臭気を発する物品、あるいはその可能性がある物品。
⑩ 定価総額 30 万円（税込）を超える動産類。かつ 1 点または 1 組で定価 20 万円（税込）を超える動産類。

第７条（損害賠償）
１．当社の本荷物に関する責任は、甲から本貨物を引き受けたときに始まり、本貨物を引き渡したときに終わる。
２．甲に対して乙が賠償の責任を負う損害は、乙又はその使用人の故意又は過失によって生じた場合に限る。
３．本契約に基づいて寄託をうけた荷物は、第４条及び第５条に記載の通り、お客様ご自身が積込み・引取られた後の荷姿のまま内容未検で荷入りのコンビテナーを保管するものであるため、数量の不足、貨物の毀損については賠償の責めを負いません。

第８条（損害賠償の免責）
第７条の規定にかかわらず、次の損害については、乙はその責任を負わない。
⑴ 本商品の欠陥、荷造の不完全、蒸発等自然の消耗によって生じた損害。
⑵ 本商品の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由による損害。
⑶ 戦争、徴発、同盟罷業、社会的騒擾、労働争議、暴動、防疫その他これに類似する事由による損害。
⑷ 不可抗力による火災による損害。
⑸ 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、噴火、地滑り、山崩れ、気候の変遷等その他回避する事の出来ない天災による損害。

第９条（機密の保持）
１．機密情報とは、有形無形を問わず、本契約及び個別契約に関連して一方当事者から相手方当事者に提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。
２．甲及び乙は、相手方当事者から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
３．甲及び乙は、機密情報について本契約の目的の範囲内でのみ使用できるものとし、第三者に対して開示、漏洩してはならない。
４．本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

第 10 条（契約の有効期間）
本契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日より６ヵ月とする。ただし、期間満了の１ヵ月前までに甲乙双方別段の意思表示が無い場合、本契約と同一の条件をもって更に６か月自動延長するものとし、以後も同様とする。

第 11 条（契約解除）

１．甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約を解除できる。

２．甲又は乙が次の各号に一つでも該当するに至ったとき、当該当事者は相手方に対し直ちに通知するのものとし、相手方は当該当事者に対してなんらの催促を要せず本契約を解除できる。

⑴ 主務官庁から、その営業について取り消し又は停止処分を受けた時。

⑵ 破産、民事再生法又は会社更生法の手続き開始を申し立て、又はそれらを受けた時。

⑶ 会社の解散が決定した時。

⑷ 振り出し、保証、又は裏書にかかる手形もしくは小切手が不渡りとなり又は支払が停止された時。

３．甲又は乙が、第１項及び第２項の各号の一にでも該当する場合には、相手方に対して負担する一切の債務の履行は、期限の利益を失うものとし、相手方は、契約解除に代えて、すべての債務の履行を求めることができる。

４．本契約解除は、損害賠償の請求を妨げない

５．乙及び甲が前項に関する解除を主張し契約が終了した場合、甲は乙が保管する甲の荷物を甲の費用と責任で撤去しなければならない。

６．契約終了後、１５日以内に前項の撤去がない場合、乙は、甲がその所有権を放棄したものとみなして、乙がその所有権を取得するものとする。なお、その場合であっても、乙は甲に契約終了後の保管費用及び廃棄費用を請求できるものとする。

７．甲が第 13 条の業務委託料を期日までに乙に支払わなかった場合、乙は本契約を解除し、保証金を当月分の保管料に充当し、保管する甲の荷物については、乙は甲が所有権放棄したものとみなして、乙がその所有権を取得するものとする。なお、その場合であっても、乙は甲に契約終了後の保管費用及び廃棄費用を請求できるものとする。

第 12 条（途中解約）

甲又は乙の都合により本契約期間内に本契約を解約しようとするときは、甲又は乙は１ヵ月前までに相手方に対し書面をもって通知することにより、本契約を終了することができる。

第 13 条（業務委託料の金額及び支払方法）

１．業務委託料は次の通りとする。

① 保管料：5,000 円／月／台（税込 5,500 円／月／台）

尚、月途中の契約又は解約の場合、保管料は日割り計算せず 1 か月分を申し受けます。

② 配送料：　　円／1 往復（税込　　円／1 往復）

③ 保証金：10,000 円／台（初回契約時のみ）

２．支払条件

① 支 払 日：当月　　日～翌月　　日までの 1 カ月分を当月　　日までに振込

但し、初回分（配送料込み）は　　月　　日までに振込
2 回目以降の配送料は、都度前払いとする。

② 支払口座：三菱ＵＦＪ銀行（0005）　小松川支店（463）
当座預金（口座番号）0779174
口座名義　：東亜物流株式会社

② 振込手数料は甲の負担とする。

第 14 条（消費税）

１．本契約において、消費税の表示は、外税方式とする。
２．乙は、消費税を第 13 条に定める業務委託料に別途付加して請求するものとする。
３．消費税額は、第 13 条の請求料金合計に、適用される税率を乗じ円未満四捨五入して算出する。
４．消費税の請求時期及び支払条件は、第 13 条に定める業務委託料と同一とする。

第 15 条（火災保険の付保）

１．乙は、本商品保管中に火災が発生した場合に備え、乙が適当とする保険者の火災保険を第 14 条第 1 項に定める基準額で火災保険を付保するものとする。火災保険料は乙の負担とする。
２．火災保険金は、乙を経由して支払いを受けなければならない。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

１．甲及び乙は、相互に相手方に対して次の事項を確約する。万一、甲又は乙が本条各号の一つにでも反した場合、相手方は何らの催告を要することなく本契約及び履行の完了していない個別の契約を解除することができる。なお、甲又は乙は、本条に基づき、本契約及び履行の完了していない個別契約を解除した場合、契約を解除する当事者は相手方に生じた損害を賠償する責任を一切負わないものとする。
⑴ 自ら（親会社、子会社、関係会社等を含む。以下同様）の役職員等に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下反社会的勢力という）の構成員がいないこと。
⑵ 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
⑶ 主な取引先に反社会的勢力が実質的に関与している法人等が存在しないこと。
⑷ 反社会的勢力に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
⑸ 自らの役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
⑹ 本契約に基づく取引に関して、国内外のすべての法令を順守していること。
２．甲又は乙は、前項に基づき、本契約及び履行の完了していない個別の契約が解除されたことにより、相手方に生じた損害に対して、その損害を賠償する。

第 17 条（協議事項）

料金改定等本契約に定めの無い事項が発生した場合、又は本契約書の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

第 18 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、各当事者が電子署名を施す。この場合、電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

年　　月　　日

（甲）

東京都江戸川区一之江１丁目９番１３号

（乙）　東亜物流株式会社

代表取締役　森　本　勝　也